

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 **八重樫 浩 文**

北上地区消防組合規則第4号

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当の支給)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 給与条例第10条第2項に規定する他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものには、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>6～8 [略]</p>	<p>(扶養手当の支給)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 給与条例第10条第2項に規定する他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものには、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 年額130万円以上(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者<sup>1</sup>あつては、年額150万円以上)の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>6～8 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

扶 養 親 族 届

（ 年 月 日提出）

任命権者 様	所属機関			
	職		氏名	㊟

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

（証明書類 通添付）

届出の理由（該当する□に✓印を付すこと。）

- 1 新たに職員となった。
- 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある。
- 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く。）。

扶養親族等記入欄

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金額		

- 注1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。
- 2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所地は市区町村名まで記入する。
- 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。
- 4 「届出の事由」欄には、届出の事由の2又は3に該当する場合にその事由（例えば出生、死亡、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。

参考（上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいる場合等、認定上参考になると思われる事項があれば記入する。）

--

任命権者記載欄

上記のとおり認定する					
年 月 日	取扱者 認印				
職 氏名	㊟				



## 備考

- 1 異動年月日欄には、新たに職員となった日、扶養親族たる要件を具備するに至った日又は扶養親族たる要件を欠くに至った日を記入する。
- 2 支給の始期・終期欄には、その扶養親族についての手当の支給を始める月又は終える月を記入する。
- 3 摘要欄には、扶養親族が別居している場合、職業を有する場合、重度心身障害者である場合等にその旨を記入する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。